

## 2026年度「Willnext」補償対象となる感染症名一覧

1. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(表中【法】と記載)「同施行令」(表中【政令】と記載)「同施行規則」(表中【省令】と記載)に定める1類～5類の感染症、「新型インフルエンザ等感染症」「指定感染症」「新感染症」

分類	感染症名
1類感染症	【法】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
2類感染症	【法】急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1, H7N9)
3類感染症	【法】コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4類感染症	【法】E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、炭疽、鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く)、ボツリヌス症、マラリア、野兎病 【政令】ウエストナイル熱、エキノコックス症、エムポックス、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る)、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
5類感染症	【法】インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)、ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)、クリプトスピリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌感染症 【省令】アーベー赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く)、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎(ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎(髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く)、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリソ耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネットバクター感染症、薬剤耐性綠膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)
新型インフルエンザ等感染症	該当なし
指定感染症	該当なし
新感染症	該当なし

2. 一般社団法人日本看護学校協議会共済会が指定する感染症

疥癬
----

### 【ご注意事項】

- 対象となる感染症に罹患後の後遺症または合併症での療養は補償対象外となります。
- 保険期間中に新たに感染症法に追加された感染症については、当該期間中は補償の対象となりません。
- 同一の感染症については、保険期間中1回のみ対象となります。
- 感染症診断日から3年を過ぎたご請求に対しては、見舞金をお支払いできません。
- 診断書に記載の感染症名は、必ず【2026年度 Willnext 補償対象となる感染症名一覧】に記載された感染症名であることとします。  
例)「溶連菌感染症」× →「A群溶血性レンサ球菌咽頭炎」○
- 複数の感染症の診断日が同日の場合、いずれか一つの感染症に対してのみ感染見舞金をお支払いします。

### 【共済制度見舞金の支払限度額について】

当会がお支払いする共済制度見舞金は当該年度に Willnext 加入者から收受した共済制度運営費総額を限度にお支払いします。